

台風シーズンに備えましょう

風でテレビアンテナが倒れたり、看板やトタン板などが飛ばないか、点検しておきましょう。

また、ビニールハウスが飛んだり、樹木の枝が折れかかったりして停電の原因にもなりますので、家の周りも点検しておきましょう。

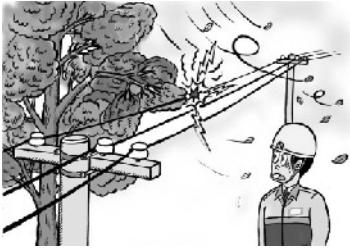
停電に備えて、懐中電灯やトランジスタラジオの準備はできていますか？

台風が過ぎ去った後で切れた電線や垂れた電線があれば触らないようにして、電力会社へ連絡しましょう。

お問い合わせ

財団法人四国電気保安協会
高知支部 中村事業所

☎ 34-6431



法務局 供託の新しい制度 オンライン申請・電子納付について

法務局で取り扱う供託（地代・家賃弁済供託など）手続きを、自宅や事務所のパソコンを利用して、供託所の窓口に向くことなく、インターネットによるオンライン申請が可能となりました。

また、供託金の納付の方法も、インターネットバンキングやペイジーマークのあるATMを利用した電子納付が可能になるなど、より利用しやすい制度となっています。

供託手続き、オンライン申請・電子納付についての詳しいことは、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）または高知地方法務局供託課へお問い合わせください。

お問い合わせ

高知地方法務局供託課
☎ 088-822-3458



高知地方法務局四万十支局 不動産登記と商業・法人登記 のオンライン申請ができます

高知地方法務局四万十支局では、五月二十一日から、不動産登記と商業・法人登記についてオンライン申請による事務を取り扱っています。

オンライン申請では：

■登記の申請を、インターネットを利用して行うことができます。

■オンライン申請を行う場合、登記申請情報*1および添付情報*2を、インターネットを利用して送信する必要があります。

■従来の書面による登記の申請も引き続き可能です。

*1 申請情報
不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名または名称、登記の目的など、登記を申請する際に必要な事項として政令（不動産登記令3条参照）で定める情報のことです。

*2 添付情報
「申請情報」と併せて登記所に提出しなければならぬ情報のことです。

■従来の「登記済証（権利証）」に替えて「登記識別情報の通知」および「登記完了証」が交付されることになりました。なお、これまでの登記済証（権利証）は、書面により登記の申請をする場合に、従来どおり添付書面として利用することができます。

■一筆の土地および一個の建物ごとに「不動産番号」が付されます。

■不動産番号は、登記事項証明書、登記完了証などに表示され、登記事項要約書には記載されません。

■登記事項証明書および印鑑証明書の送付をオンラインで請求することができます。

■請求された書類は郵送でお届けします。

オンライン申請の概要、申請手続きおよび作成手順などは法務局オンライン申請システムのホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/>）をご覧ください。高知地方法務局四万十支局（☎ 34-1600）までお問い合わせください。

8月・2月は「北方領土返還運動全国強調月間」

北海道の北東洋上に連なるはぼまい歯舞群島、しこたん色丹島、くなしり国後島、えとろふ択捉島の北方領土は、日本人によって開拓され、日本人が住み続けていた島々です。

しかし、1945年（昭和20年）8月の第二次世界大戦終了直後、北方領土はソ連軍（現ロシア軍）によって不法に占拠され、日本でありながら日本人の住めない島々になってしまいました。「北方領土問題」とは、第二次世界大戦後から60年以上が経過した今もなお、ロシアに不法占拠されている北方領土の返還を、一日も早く実現するという、まさに国家の主権にかかわる重大な課題なのです。

（内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp>より）